

明和元年（一七六四年）九月 資料八六号  
弁米不足分上納延期願い

解説 享保年中（一七一六〜一七三五年）に竹が全て枯れ果てたのに続き、延享年中（一七四四〜一七四七年）には大雪が降り、収入が減じているので弁米不足分の上納を七年間延期して欲しい旨の願いである。

笠置寺の周辺に密集する竹は笠置寺にとって重要な収入源で、近時プラスチック製品が竹に代わって出回るまで笠置寺の財源の一助となっていたが、今では竹藪は荒れるにまかされている。

弁米とは元来年貢廻米の途中で生じた米の欠損分を村方や船頭に補償させる事をいったが、ここでは年貢米の納入不足分をいつている。

原文

奉願口上之覚

笠置山三坊儀、年々相納申候寺領米、竹代銀ニ而  
弁米并修理寺役等、無滞相勤申候、然ル所、享保年中、  
自然枯入、竹皆悉枯、其後数年過、漸々藪ニ相成所、  
延享年中、前代未聞之大雪ニ而大竹中共ニ皆悉く  
折申候而漸く此一兩年、藪ニ成掛候得共、先年之通、宜敷  
竹一円出不申、年々竹之上り相減候而御年貢、弁米  
年々作借を以、上納仕候、寺中ニも近年、別而申合、随分  
諸事儉約ニ相盡候得共、不時之公用、山内伽藍廻り  
掃除等、殊ニ用水遠所ヨリ荷水候ニ付、僕老人ツ、ハ  
是非一口抱不申候而ハ難相成、当時至極之難渋ニ罷成候、  
銘々所持之田畑、谷田ニ而地所悪処御座候而下地ヨリ  
宛下御座候上、享保年中已来、段々之宛下ケ過分ニ相成  
申候、先年は夏、山立毛相払候節は、猪、子猿、山ニ相籠不申  
候付、相応ニ田畑ヨリ上リも宜敷御座候而其上竹直段も宜  
敷御座候ニ付、右御年貢、弁米心苦ニ不相成候而皆済仕  
事ニ御座候、享保年中自然枯入候節は寺中御願申  
上候納米三石ツ、三坊ハ被下置候、延享年中ニは藪之  
下刈之儀、人足御願申上候処、六ヶ村人足を以、惣藪之  
下刈被爲仰付被下難有仕合ニ奉存候、今度ニ坊  
弁米、代借を以、上納仕来リ候ニ付、右借銀方、過分ニ相重、  
寺中至極之迷惑仕候間、年々弁米不足之分、七ヶ年  
之間御宥免被爲成下候ハ、難有奉存候、於銘々、所持

之田畑別帳（資料八七）ニ相認御覽ニ入候、三坊御救<sub>卜</sub>思召、右願之  
通<sub>リ</sub>被為仰付被下候様奉願上候

以上

明和元甲 申年（一七六四年）九月

笠置山

福寿院

多聞院

文殊院

御加判御奉行様